

# 山梨県公報

第二千七百一号

平成二十九年

六月一日

木曜日

## 目次

### 告示

○有害図書類の指定……………四一一

### 公告

○平成二十九年における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度……………四一一

○屋外広告物講習会の開催について……………四一二

○開発行為に関する工事の完了について……………四二二

## 告示

### 山梨県告示第八十五号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例(昭和三十九年山梨県条例第四十三号)第五條第三項の規定により、次のものを有害図書類として指定し、平成二十九年六月八日から施行する。

平成二十九年六月一日

山梨県知事 後藤 斎

一 指定する図書類(雑誌)の名称及び発行所

名称	発行所
まんが衝撃の実話 悲惨な人生きてるだけで絶望世界	コアマガジン
童貞のボクが美乳お姉さんと日できた理由	竹書房
BE-BOY GOLD 2017 4月号	リブレ

二 指定する理由 著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性を助長し、又は著しく犯罪を誘発する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

## 公告

●平成二十九年における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成二十九年における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のとおり公表する。

平成二十九年六月一日

山梨県知事 後藤 斎

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	一、六〇一・四三ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一七五・六五ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、一九〇・〇九ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一一〇・八五ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鰍沢地区水源かん養保安林	一、七二九・〇六ヘクタール
鰍沢地区土砂流出防備保安林	一五二・一〇ヘクタール
鰍沢地区干害防備保安林	七・一二ヘクタール
鰍沢地区保健保安林	一一・五六ヘクタール
韮崎地区水源かん養保安林	一、〇二四・六四ヘクタール
韮崎地区土砂流出防備保安林	五四四・一二ヘクタール
多摩川上流水源かん養保安林	六九八・二七ヘクタール
多摩川上流土砂流出防備保安林	一七・〇六ヘクタール
相模川中流水源かん養保安林	一、一五九・〇一ヘクタール
相模川中流土砂流出防備保安林	一六三・三八ヘクタール
相模川上流水源かん養保安林	一二八・三九ヘクタール
相模川上流土砂流出防備保安林	一七一・六二ヘクタール

● 屋外広告物講習会の開催について

山梨県屋外広告物条例（平成三年山梨県条例第三十五号）第三十四条の規定による講習会を開催する。

平成二十九年六月一日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 開催日時 平成二十九年九月二十二日（金）午前九時十分
- 二 開催場所 甲府市北口二丁目八番一号 山梨県立図書館イベントスペース（東面）
- 三 科目

1 屋外広告物に関する法令

2 屋外広告物の表示の方法に関する事項

3 屋外広告物の施工に関する事項

四 受講手数料 一科目につき千円（受講申込書に一科目につき千円に相当する額の山梨県収入証紙を貼り付け、消印しないこと。なお、受講手数料は、申込みを取り消した場合、又は講習を受講しなかった場合でも還付しない。）

五 受講申込み受付期間 平成二十九年七月二十四日（月）から同年九月八日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

六 受講申込書の提出先 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部県土整備総務課景観づくり推進室（電話〇五五―二三三―一三二五）

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年六月一日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南巨摩郡南部町南部字前新田七千六百三十七の一、七千六百四十四の二、七千六百五十六の一、七千六百五十九の五、七千七百六十四、七千七百九十七及び七千八百八十一の一の一部の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南巨摩郡南部町南部七千七百六十四 アリメント工業株式会社 代表取締役社長 若尾修司